



各位

会 社 名 株 式 会 社 ス ト ラ イ ク 代表者名 代表取締役社長 荒 井 邦 彦 (証券コード:6196 東証第一部) 問合せ先 広 報 部 長 日 高 広 太 郎 (TEL 03-6848-0101)

料金体系の変更(着手金の廃止)について

当社は、7月11日より、譲渡希望者(譲渡企業)に対するM&A仲介サービスにおける料金体系を変更することといたしましたので、お知らせいたします。

これまで、譲渡希望者(譲渡企業)とのM&A仲介契約締結時に着手金を受領しておりましたが、当該着手金を廃止することとし、買収候補先と基本合意した段階で受領する基本合意報酬と、買収先と成約に至った段階で受領する成約報酬の2つの料金体系といたします。

着手金を無償とすることで、買収相手を探索できるのか不安をいだく譲渡希望者(譲渡企業)が安心して当社に仲介サービスを依頼できる体系とし、より顧客利益に沿う形とすることを意図したものであります。譲渡希望者が仲介の相談をする際のハードルを低くすることは、事業承継やM&Aの促進にもつながります。また、当該報酬体系とすることで、依頼された業務を適切に遂行する意識が社内で高まり、より質の高いサービス提供へ繋がっていくことも期待しております。

1. 譲渡希望者 (譲渡企業) の料金体系

①基本合意報酬

基本合意時(譲受候補先企業への独占交渉権の付与を含む)に、譲渡企業の資産総額に 応じて下記の料金が発生いたします。(消費税別)

資産総額	料金
10 億円以下の場合	100 万円
10 億円超 50 億円以下の場合	200 万円
50 億円超の場合	300 万円

②成約報酬 (変更なし)

成約時に株式・資産等の譲渡金額に応じ、下記の料率を乗じた料金が発生いたします。 (消費税別)

株式・資産等の譲渡金額	料率
5 億円以下の部分	5%
5 億円超 10 億円以下の部分	4%
10 億円超 50 億円以下の部分	3%

50 億円超 100 億円以下の部分	2%
100 億円超の部分	1%

2. M&Aの流れと料金発生タイミング

料金が発生するのは、下記のとおり基本合意時点となります。なお、当社が基本合意に至る買収候補先を探索できなければ、料金は発生いたしません。



以上